

酒 税

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	5	-
も ろ み	69	22

調査時点： 平成14年3月31日

- 用語の説明：
- 1 「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、これにこうじを混和したものをいう。
 - 2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。